

昭和戦前期における少年教護委員の実態史研究

A Study of Actual History of Commissioned Volunteer for Juvenile Delinquency in Early Showa Period before the War II

佐々木 光 郎

研究目的

少年教護法（1934 施行）は、地方長官（道府県知事）に対し「少年教護ノ為少年教護委員ヲ置クベシ」（第6条）と規定し、少年教護委員を置くことを義務づけた。本稿では、少年教護法が施行されたところから太平洋戦争の勃発（1941）のころまで、少年教護委員制度はどのように展開したのか、少年教護委員はいかなる活動を行ったのかなどを明らかにすることを目的とする。

研究の視点および方法

(1) 研究の視点

少年教護法は14歳に満たない少年（以下、「子ども」という。）で、「不良行為ヲ為シ」またはその「虞アル」のある者を対象とした。この満6歳から満14歳に至るまでの子どもたちは、年齢的には「学齢児童」（小学校令第32条）とほぼ一致しており、戦前の児童保護と学校教育とが重なる領域に存した。

少年教護法は、不良の子どもへの改善は少年教護院（院内教護）のみが担当するものではなく、地域社会も担うべきであるという趣旨で立法された。この少年教護院外の教護（院外教護）の担い手に少年教護委員が位置づけられた。少年教護委員には、「方面委員、教育家、宗教家、社会事業家」のほか、「其ノ他理解アル適任者」として、道府県および市町村の少年教護事務を掌る官吏等を充てた。1938年3月末現在、全国で10,673名が選ばれ方面委員が8割弱を占めた。¹⁾

地域の不良行為のある子どもとその家庭に対する、同じ地域の篤志家等による教護実践であるから少年教護事業の「社会化」ともいえる。このように、少年教護委員制度は主として民間人によるボランティアによって支えられた。少年教護委員は「給与しない」とされ「名誉職」として位置づけられた。

ところで、少年教護委員制度はうまく機能したのか、実際の活動実態はいかなるものであったのか、委員の選任過程も含めた実態史の研究は意義がある。確かに少年教護委員制度は10数年間しか存在しなかったものの、方面委員制度とともに戦後の民生委員・児童委員制度へつながるものであった。

戦後、全国教護協議会『教護事業六十年』（1964）では、この時期の少年教護委員の活動を「一部の地方を除いては有名無実で、辞令を貰ったことも忘れていたというような委員が多数いるという状態であった²⁾」と総括している。そこで、なおさら、少年教護委員制度の実態を実証的に明ら

かにする必要がある。

なお、この制度はやがて戦時厚生事業の中で展開されるが、少年教護委員の役割や機能も次第に変容した。これらの様相等については他論を期す。

(2) 先行研究

戦前では、三浦慈圓『少年教護法の解説と教護教育』（1935）のほか、高谷九一郎「方面委員、少年教護委員と児童保護」日本少年教護協会『児童保護』第11巻第9号（1941）、関根宗次「少年教護委員の取扱事例」『児童保護』第12巻第8号（1942）などがある。戦後はまとまった研究論文等は乏しいが、直近では、寺脇隆夫・石原剛志『『児童保護』（復刻版）／別冊『児童保護』解説』（2005）が、「解説」の一項目として「少年教護委員の活動と院外教護」を取り上げている。

(3) 研究の方法

日本少年教護協会が1943年6月まで継続的に発刊した『児童保護』誌を主資料に用い、適宜、『日本社会事業年鑑』、『少年教護時報』や各少年教護院の『要覧』等のほか、都道府県の行政公文書等の関係資料を分析し検討した。

倫理的配慮

原資料の中には「差別用語」と言えるものを含む場合、注解をつけて掲載した。事例では、子ども名等は実際のイニシアルを用いず匿名化し紹介したほか、内容も本質を損わない範囲で作り直すなどの配慮を行った。

註

- 1) 中央社会事業協会社会事業研究所『日本社会事業年鑑（昭和13年版）』
- 2) 全国教護協議会編『教護事業六十年』、1964年3月、6頁

1 少年教護委員の職務

不良の子どもについて、少年教護院への入院の「具申」ないしは「出願」があっても、少年教護院は収容定員等の制限からすべてを受け入れられなかった。何の措置もなく、彼らを地域にそのまま放任しておくことは治安上からもできなかった。そこで、地域の力で善導し「忠良ナル天皇ノ赤子」に育てることは本人にも有益であると考えた。善導する少年教護委員には商工主、医師、僧侶らの有力者や小学校の教員等をもって充てた。任期は4年で、任免権者は道府県知事であった（少年教護法施行令第9条）。

担当する地域（市町村区）は決まっていた。不良の子ども・家族に対し「良き相談相手となり、少年の指導者」および「救助者」として「親となり、兄姉となり」て「同情」できる態度が必要とされた。¹⁾ さらに、ある程度の専門的な知見による子ども・家族理解や、取り巻く環境へはたらきかける調整能力、学校・警察・市町村役場等の関係機関と連携する力などが求められた。これら職務上に「必要ナル技術智識」を少年教護委員に必要な「専門性」ということができる。

少年教護委員の職務は以下のとおりであるが、①と④は少年教護法等に直接的に規定されてい

い職務であったが、②および③に付随して行われる業務ということで拡大解釈された役割であった。①地域の不良の子どもを早期に発見し、本人および家族の相談にのる。②不良が深化しあるいは家庭的環境が悪いなどのとき、知事に少年教護院への入院を具申する（少年教護法第13条）。③知事が「観察処分」に附した子どもや、少年教護院を仮退院した子どもの「観察」を行う（少年教護法第10条）。④地域において啓蒙活動や少年団等の善導活動を行う。

少年教護委員は当初「在野性」をもち、道府県の教護行政から相対的に自律していたが、戦時下になると、父親の出征、母親の勤労働員による親不在家庭の子どもの「不良化防止」等の国策を地域住民へ浸透させる教化活動の役割を担い、教護行政の末端機関と化した。

なお、少年教護法は児童福祉法の公布（1947）とともに廃止となり、少年教護委員の職務は「民生委員」「児童委員」に引き継がれた。その間の過渡的な措置として、1946年7月、少年教護委員は原則的には、「民生委員令ニ依ル民生委員ヲ以テ之ニ充ツ」としたほか、本来少年教護法が定めていた4年の任期を「二年トス」とした（昭和21年勅令第426号、改正少年教護法施行令・附則）。²⁾

註

- 1) 三浦慈圓『少年教護法の解説と教護教育』、東陽書院、1935年10月、164-165頁。山崎巖「少年教護法施行滿三周年を迎へて」日本少年教護協会『児童保護』第7巻第10号、1937年10月、13頁
- 2) 公文類集第72編 昭和二十二年五月以降第37「参考法令集第一号」『社会一保護、救護』

2 少年教護委員制度への期待

(1) 地方少年教護院からの要望

この制度が発足する前後には、少年教護の関係者からいろいろな要望や意見が提案された。このうち、2つのそれについて取り上げる。

広島県立広島学園の教諭の古森隆一（1934）は、少年教護委員は「院外教護の徹底を期せんとするには小学校教員、警察官其他畏くも児童の指導保護に任する総ての方面のものの深き理解に基く多大の努力を要する」といい、人選に当たり「一切の情弊を避けて眞に叙上の任務遂行に対する適材を得ること」を要望した。¹⁾

日本少年教護協会関西支部（1934）は、少年教護委員の人選について、「第一子供に理解を持ち同情ある人格者でありたい。第二その地方でも相当有力者で社会的関心をもち常識家でありたい。第三過去の経歴が教育、宗教、実業、政治等各方面の篤志家を網羅することも必要であらう」と提案した。

その上で、「委員の任務」は、「一、少年の不良化を未然に防止すること。一、不良化少年を早期に発見すること。一、院外に於て温い保護正しい観察をなすこと。一、教護院の実情に通じ外部より連絡援助すること。一、退院生に対し実社会への斡旋等に尽すこと」を挙げた。²⁾

しかしながら、たとえば、「教護院の実情に通じ連絡援助すること」などと要望するが、教護実践の専門者たる少年教護院自らが、教護事業に疎い民間人たる少年教護委員に、どのように「教護院の実情」を理解してもらおうのかが語られていない。まして、少年教護委員を育て共に学び合う姿

勢がうかがわれなかった。

(2) 国立武蔵野学院長の構想

菊池俊諦(1938)は、『児童保護』の中で少年教護委員の任務について、たびたび論じている。その中で、「最小限の資格」として「米国の保護司制度」を模し、「イ教育 出来得るならば、大学、又は之と同等の学校の卒業生、若は社会事業学校の卒業生」「ロ経験 少くも、一ケ年は、指導監督の下に在りて、ケース、ワークを実習すること」「ハ性格並人格 善良なる性格並人格を有し、才能あり、機略あり、且同情心に富むこと」を挙げた。中でも「ケース、ワーク」の「実習」を提案したが、当時の教護行政をめぐる状況では無理な提案であった。

註

- 1) 古森隆一「教護委員制度に対する期待」日本少年教護協会関西支部『少年教護時報』第9号、1934年3月
- 2) 日本少年教護協会関西支部『少年教護時報』第12号、1934年11月
- 3) 菊池俊諦「少年教護委員の任務に就きて〔四〕」『児童保護』第8巻第4号、1938年4月、8頁

3 少年教護委員の選任

(1) 選任の過程

ア 東京府

府の教護行政の担当であった社会事業主事の朝原梅一(1935)は、つぎのように報告(抄録)している。¹⁾「実費弁償の費用が要る」といい予算不足を挙げているほか、発足時から少年教護委員の「観察は少ない」と報告している。

178名を選任する予定であるが、1935年5月18日に147名を任命。同年9月現在、予定の定数に達していない。その理由は実費弁償の費用が要る。東京市内では1年1人につき6円。

東京市内35区および八王子市は、行政区1区に3人を置いた。1人は方面委員、1人は小学校長、他は社会事業家とか篤志家である。三多摩の町村については小学校長を1人ずつ。少年保護司は数少ないので避けた。少年教護委員の観察は少ない。鑑別機関を経て入院願いを出させている。

イ 奈良県

社会課が人選を進めるが、その過程で市町村からの推薦を受けた。²⁾

内申書(奈良県、1936)

左記ノ者少年教護委員トシテ適任ト認メラレ候ニ付御選任相成度
所轄警察署長並ニ小学校長ト協議ノ上此段及内申候也

昭和十一年十月二十日

北葛城郡高田町長欠員 助役 印

奈良県知事 一戸二郎 殿

記

住所 北葛城郡河合村(以下略) 氏名 ○○ ○○

職業 高田女子尋常高等小学校長 年齢四十一

性行 温厚篤実 信望 厚シ 資産 中位ノ上 其他 電話

ウ 全国

1936年度における全国の選任状況は次表のとおりである。³⁾これによると、未だ選任されていない道府県もありばらつきがあった。

少年教護委員数調（1936年度、厚生省児童課調）

北海道	58	青森	1,036	岩手	136	宮城	78	秋田	10	山形	4	福島	98	茨城	78	栃木	55
群馬	395	埼玉	430	千葉	85	東京	48	神奈川	30	新潟	23	富山	51	石川	24	福井	5
山梨	4	長野	23	岐阜	62	静岡	19	愛知	1,297	三重	26	滋賀	207	京都	206	大阪	305
兵庫	276	奈良	23	和歌山	68	鳥取	219	島根	61	岡山	60	広島	33	山口	203	徳島	97
香川	49	愛媛	65	高知	0	福岡	92	佐賀	49	長崎	64	熊本	2,245	大分	120	宮崎	253
鹿児島	68	沖縄	135														

エ 京都府

1939年5月段階で選任された府少年教護委員の総数は403名であった。⁴⁾このうち方面委員が7割余を占め、ついで小学校長等が選任されている。

再任新任少年教護委員内訳表（1939.5、京都府）

	方面委員	教育家	宗教家	少年教護事業家	社会事業家	其他篤志家
合計	290	52	34	12	6	9

1939年3月、府社会事業主事補が学務部長あてに、上京区の「適任選任者」として8名を上申しているが、年齢は40歳代が3名、50歳代が5名で、自営業のほか僧侶や小学校長等である。経歴をみると、「永ク方面委員ヲナス」および「現ニ方面委員タル」の者が6名、「永年小学教育ニ従事ス」の者が2名となっている。⁵⁾

他方、選任されても「任期満了」を待たずに辞退することもあった。「解任ノ事由」の36事例（社会事業主事補作成、1939.5）をみると、「病弱」「老齢」などの個人的な理由や、小学校の「校長ヲ退職シタルニ依ル」ものや、「応召不在ノ為」などの時局を反映したものがある。⁶⁾

辞めた委員の補充は原則として同じ担当地区から充てた。ある地区では、1942年1月から同年8月の間につきの者を補充している。⁷⁾

性別	氏名	年齢	職業	備考
男	K・U	50	郵便局長	方面委員常務員現在中
男	H・I	59	珠数商	方面委員
男	Y・K	49	布団販売商	
男	S・O	70	伏見人形製造業	
男	Y・T	54	陶器原料販売	

(2) 発足時の少年教護委員の声

日本少年教護協会関東連合少年教護協会では、1935年12月18日、内務省会議室において関

東地区の少年教護委員らを集め、「少年教護事業懇談会」を開催した。新規に少年教護委員となった人たちの声が収録されている（原文のママ、抄録）。⁸⁾

<東京>

- 久保田少年教護委員 8歳の子どもを観察した。両親なく伯父（売薬商）引取る。不良性の児童を善導せしめたい。
- 安藤少年教護委員 東京市の方面委員もしている。方面委員として2名、少年教護委員も兼ねてから1名扱った。学校の問題を述べる。大勢の前で泥棒呼ばわりをしたとか、保護者会でさういふ子供とあそばせないやうにといふ話をした。
- 野口少年教護委員 小学校の教員をしている。学校経営上で困っているのは3つ（虚弱児、低能児、所謂不良児）ある。

<神奈川>

- 岡村少年教護委員 一般民衆に少年教護委員といふ者がどんなことをするのか徹底していない。学校は悪い少年を隠し、少年教護委員に話してくれないのは困る。
- 金子少年教護委員

小学校に勤めている。教育者として感情が入る。早期発見で直ぐ送るのは忍びない点がある。（不良児を）抱へ抜いて、時に仕様がないう児童の御厄介を少年教護院の方へ御願致します。その機会を失するので悩んで居る。二年も三年も欠席して困る児童（長期欠席児童）については、手に負へないので方面委員に調査を依頼したりしている。

<千葉>

- 篠田少年教護委員

一般社会人が理解を有つて呉れない。府県の社会課、少年教護院との連絡は能く執れるが、警察方面の方々に理解ない者が多いので遺憾である。

不良の傾向があるのを学校と連絡を取り毎日観察したが、子供が外へ移った。移ったところの少年教護委員同士との連絡を執り漏れないようにしたい。

<埼玉>

- 平原少年教護委員（埼玉）

院外に於ける要保護少年に対し教護に当たることは、時間に十分の余裕があり、相当の識見を有し、その上に熱と愛とを有しないとできない。保護者との連絡交渉を密接にする必要を痛感する。

不良化の少年に対しては、方面委員と連絡を図り、その家の貧困に救護の手を差し伸ばし、家庭経済の向上を図るのも少年教護委員の任務と思う。

わが県では、少年教護委員と少年教護院と県社会課と連絡を取っている。村から学園に入った児童を訪問しその様子を父兄に報告している。院外に於いて不良化の恐れのある児童を教護するのも少年教護委員の任務である。

註

- 1) 『児童保護』第5巻第10・11号、1935年11月、14-17頁
- 2) 「昭和十一年少年教護事業一件 社会課」奈良県行政文書
- 3) 『児童保護』第8巻第5号、1938年5月、87-88頁
- 4) 「昭和十六年少年教護 社会課」京都府行政文書
- 5) 「昭和十五年少年教護 社会課」京都府行政文書
- 6) 4) に同じ
- 7) 「昭和十七年軍事援助、少年教護 厚生課」京都府行政文書
- 8) 「少年教護事業懇談会」『児童保護』第6巻第1号、1936年1月、50-65頁

4 少年教護委員制度の整備

(1) 「要綱」等の制定

少年教護法施行細則等をもとに、各道府県は少年教護委員に対し訓令等をもって、「少年教護委員執務心得」や「少年教護委員執務要綱」等を定めた。埼玉県（1935.1）、山口県（1936.5）などが挙げられる。京都府でも同じころに「少年教護委員執務要綱」がつくられた。3府県を取り上げ要点を述べる（順不同）。¹⁾

ア 少年教護委員の役割を明示した。

まずは「発見」である。「要教護少年発見ニ務ムベシ」（埼玉）とした。山口、京都の場合は「発見」とどまらず、「少年ノ不良化防止ニ務ムベシ」、「少年不良化ノ虞アルトキハ之ガ防止ノ方法ヲ講ズベシ」（山口）とし、京都では「少年ノ不良化防止、要教護少年ノ発見及其ノ教護ニ務ムルコト」とした。

イ 関係機関との連携の必要性を提示した。

山口では「少年教護院、官公署、学校、方面委員並少年教護事業関係者等トノ連絡ヲ緊密ニシ」とし、京都では「京都府社会事業主事補、市区町村長、小学校長、小学校教護主任、方面委員、警察官、少年ノ家庭其ノ他関係者ト連絡ヲ保チ」とし、「少年ノ家庭」までをも含めた。埼玉では「関係官公吏並ニ方面委員等連絡ヲ保チ」とした。

ウ 要教護少年の「発見」後の手続について定めた。

埼玉では、発見報告は「直チニ具体的事情ヲ具シ埼玉学園ヲ経テ知事ニ報告スヘシ」と少年教護院を経ることとなった。山口では「一時保護ノ必要アリト認ムル者アルトキハ之ヲ市町村長又ハ警察署長ニ申出ツベシ」とした。

エ 少年教護院入所の意見具申は少年教護院経由とした。

山口ではとくに定めはなかったが、「埼玉学園長ヲ経テ」（埼玉）、「京都府立淇陽学校長ヲ經由シ」（京都）として少年教護院長の「経由」を必要とした。

オ 「観察」するときの留意事項を示した。

「訓誨指導ニ努メ教護上其ノ効果ヲ挙クルニ努ムヘシ」（埼玉）、「少年ノ教護ニ当リテハ教護ノ趣旨ヲ理解セシメ懇切丁寧ヲ旨トシ訓誨指導ヲ加ヘ其ノ効果ヲ挙グルニ努ムベシ」、「教護中ノ少年ノ行状ニ注意シ其ノ家庭並ニ交友関係ノ改善及就学就職ニ必要ナル指導援助ヲ与フル等

教護上適當ナル措置ヲ講ズベシ」(山口)として就職指導も含めた。京都では、「常ニ其ノ少年ノ生活ニ注意シ懇切ニ訓戒指導ヲ加ヘ資質ノ改善向上ヲ図リ教護ノ効果ヲ挙グルニ努ムルト共ニ緊密ナル連絡ヲ保チ教護上遺憾ナキヲ期スルコト」とした。

カ 「観察ヲ解除セラレタル者及退院者」への指導を求めた。

「指導誘発ハ懇切丁寧ヲ旨トシ就職斡旋其ノ他適當ナル方法ヲ講ズルコト」(京都)、「将来再ヒ過ナキヲ期スヘシ」(埼玉)としている。

キ 職務上の倫理規定を定めた。

戦前期における、今日でいう職務上の「倫理規定」である。「教護ニ関シ知得シタル関係者ノ秘密ハ之ヲ厳守シ他人ノ名誉ヲ毀損スルコトナキヤウ留意スベシ」(山口)、「少年教護委員教護ヲ為スニ当リテハ秘密ヲ旨トシ宛モ関係者ノ名誉ヲ毀損スルガ如キコトナキ様細心ノ注意ヲ払フコト」(京都)とした。

(2) 教護実践上の手続—京都府

ア 入院の具申

要教護の子どもを「発見」し、少年教護院への入院の必要性を認めたとき、「知事ニ具申」する様式を定めた。これらの「具申書又ハ願書ハ京都府立淇陽学校長ヲ經由シテ提出セシムルコト」とした。具申書の「調書」には、つぎの事項について滞りなく記載されるべきものとした(京都府「少年教護委員執務要綱」)。

一氏名 二年齢 三履歴及性行 1 出生以来ノ境遇の変遷(家族ノ生死、離別、本人ノ変化、其他) 2 学歴(入学、転校、卒業) 3 性行(性質、不良化ノ原因、不良行為ノ概要) 四入学ヲ必要トスル理由 五戸籍謄本(戸籍謄本ヲ添付シ得ザル場合ハ其ノ理由)

イ 観察

観察を「命ゼラレタル少年」については、「少年観察票」(本票ハ淇陽学校ヨリ送付ス)に「観察ノ要領ヲ登録スルコト」となっていた。

少年観察票

担当少年教護委員 氏名

本籍 住所 氏名 生年月日 学歴 業歴 性質 体質 家庭

交友 観察ニ付セラレタル年月日 具申者又ハ出願者

観察ニ付セラレタル理由 不良化ノ原因 仮退院処分ノ指定条件 教護上ノ指示事項 観察解除年月日 観察録

ウ 観察状況の報告

報告書は毎月1回、つぎの様式によって「知事ニ提出スルコト」となっていた。そして「観察ノ解除又ハ異動アリタルトキハ其ノ都度少年観察票ヲ添ヘ其ノ旨知事ニ報告スルコト」とした。

観察少年状況報告

観察ニ付セラレタル期日 少年ノ住所 少年ノ氏名

少年ノ職業 性質及行状 心身ノ状況 学業成績及勤惰ノ状況
 職業ニ関スル状況 交友及娯楽ノ状況 家庭ノ状況 特ニ良好ト認ムル事項
 特ニ不良ト認ムル事項 其ノ他参考トナルベキ事項
 教護成績概要 教護上ノ意見

(3) 発見報告の手続一大阪府

大阪府では、県属から「少年教護委員取扱ヒ事例」の報告は、「左記様式ニ依リ報告セラレ度」とするようにとの説明があった。各区・郡の教護委員会から府少年教護委員会へ報告するときの様式を示したものである。²⁾

委員会名	取扱委員名
取 扱 事 例	
要保護児童名	当何歳
一、環境 イ、家庭ノ状況（家族数、父母ノ職業、生活状況）	ロ、近隣ノ状況（児童教育ノ適否）
二、本人ノ性行	
イ、学校ニ於ケル状況（学業成績、出席状況、交友関係、動作）	
ロ、放課後ノ状況（家庭内外ノ状況）	
三、教護状況	四、結末

註

- 1) 「山口県訓令第13号（1936.5.15、山口県報第986号）」山口県徳友会『徳友』第94号、1936年6月。「埼玉県訓令第2号（1935.1.11、埼玉県報第805号）」本庄彝「少年教護と小学校教育」『児童保護』第10巻第9号、1940年9月、62-63頁。「昭和十六年 少年教護 社会課」京都府行政文書
- 2) 「少年教護委員会常務幹事会五月例会記録」（1940年5月6日、於社会事業会館）『昭和十四年十二月 少年教護ニ関スル書類 箕面尋常高等小学校』大阪府行政文書

5 少年教護実践の実際

(1) 菊池俊諦の提案

国立武蔵野学院長の菊池俊諦（1938）は、「観察」のときに留意すべき事項等を挙げ、全国の少年教護委員たちの教護実践上の参考とした（原文のママ、抄録）。¹⁾

- 観察を為す場合 ①少年に対し懇切丁寧を旨とし、②訓誨指導に細心の注意を払ふこと。
- 少年に関する調査 ①絶対に秘密を保ち、②少年の信頼を裏切らざること、③親権者、後見人、又は少年の保護に任ずる人々との間に、緊密なる連絡を保持すること。
- 観察事項は詳密なる具体的記載を為すこと、○教護は単なる事務的処理でもなく、又多くの注意事項の模写でもない。燃ゆるが如き教護精神、外には千変万化の活手腕を示し、以て少年に対する。

さらに、菊池（1941）は「実践上からの希望」を提案している。²⁾

- 一、審判者にあらざることを深く信ずること。二、少年に対する真実の忠言者を以て任ずること。

と。三、専門家たる自信を有すること。四、感情倒錯に陥らざること。五、少年の畏怖感を濫用せざること。六、少年の反動状態を静察すること。七、調査の適正を期すること。八、観察の妥当なること。九、適切なる督励方法を講ずること。十、少年の信頼を得ること。

(2) 観察の事例報告—大阪府

大阪府の少年教護委員である朝野米吉による教護実践報告が『児童保護』に載せられた。後に、朝野は日本少年教護協会より、同じく府少年教護委員の柳政一とともに、その少年教護実践の功績が認められ1942年2月に表彰された。

観察事例（原文のママ、抄録） —（年月日不詳） 観察を命じられる。 1941.4.10 観察解除

少年の行状 詐欺、窃盗、スリ。14歳の頃より酒煙草。喫茶店映画夜遊び。小遣錢に窮し悪事。

家庭環境 家庭訪問を行つた。労働者街、環境は非常に悪い。父母、放任主義、無知無頓着。

家族構成 父母、兄弟3人の5人暮らし。父、塵焼場の人夫。母、日稼ぎ。兄、鉄工所職工。姉、17歳のとき家出、上海でカフェの女給。

指導方針 母親が日稼ぎをやめて手内職、家庭を護る。父が案外容易に賛成、母親に精神的余裕が生まれる。

観察経過 月に10回くらいも訪問し不断の監察と善導を試みた。夜家内全部居る時を見計つて。かかる状態で7,8ヶ月を経る。暁の表替をする財政的余裕。少年、毎朝4時に起きて中央市場に青物を運搬、1ヶ月40円、夜遊びはせず。兄も一所懸命に働く。「全く先生のお陰です。御恩は忘れません」（父親）。

(3) 発見、相談の事例—京都府

少年教護法上の「具申」（法第13条）や行政処分としての「観察」（法第8条）に則ったものではなく、少年教護委員が担当する地区での少年教護実践（発見、相談等）の中で扱ったケースである。1941年10月、京都市東本願寺議事堂において、「昭和十六年度京都府少年教護委員総会」が開かれ、楠正信少年教護委員から「最近取り扱った例」が報告された（原文のママ）。³⁾

不良少年の早期発見は親より近所隣りの方が早い。

蓄音機屋が時局のために配給が停止され一家は転業して、こぞつて工場に通ふ様になつた。息子は級中でも一、二番を上むる程の良成績で読書好きであつたが、家計が不自由になるに従つて、読書欲を満たすことが出来ず本屋で万引きをするやうになつた。次第に悪癖は嵩じて（徒）党を組み、神社の賽銭を取り、更に街まで出で商店の売上金まで手をかけるに至つた。商店のものを盗む様になつた時には街の大評判となり、この評判を聞に、親は、これを知つたと云う有様である。ついに町内会、隣組に呼びかけて、少年の不良化を防止せなければならぬ。

(4) 仮退院後の観察の事例—京都府

府当局（学務部社会課）は、府立淇陽学園を仮退学（院）した子どもについて、委託先を指定し、あわせて委託先の住居を担当する地区の少年教護委員の「観察」に付した。委託する際には、府立淇陽学校長が「少年委託具申書」を知事あてに提出した。具申書では少年教護委員を指名し、さら

に受託者に対する「指示事項」を示したが、同時に、少年教護委員が観察の際に留意すべき事項でもあった。

少年委託具申書 (1940.7)⁴⁾

本校生徒 ○○ (生徒名) 12歳 10歳8箇月入校

観察ヲ委託スベキ少年教護委員 京都市○○ (少年教護委員名)

一、鑑別要項

一、診断 身体的異常並ニ内科的疾患ヲ認メズ

一、主訴 当時盜癖、食欲異常 現在特癖ヲ認メズ

二、受託者観察指示事項

一、命令ニ対シ動作稀々緩慢積極的態度ヲ欠ク常ニ自己ノ責任ヲ果サシメ且活発ナル動作ヲナスヤウ留意スルコト

一、利己的態度並ニ骨惜ミシ等偶々現スコトアリ其ノ教護適切ナル指導ヲ要ス

1939年度は仮退院の子どもは6名(男子5名、女子1名)であった。そのうちの男子1名について委託先に送付した指示(一部)である。⁵⁾

仮退学少年委託ノ件

仮退学年月日 生徒氏名 委託者・住所・職業 関係少年教護委員

一、委託ニ関スル規則、少年観察指示事項、鑑別要項等ハ府立淇陽学校長ヨリ送付セラルベキニ付充分留意セラレタキコト

一、委託費用ハ一日二十五銭以内ニ於テ本府負担(以下略)

1940年度は仮退院者は9名(男子9名、女子0名)であった。⁶⁾

(5) 学校長による教護実践

埼玉県少年教護委員の初野満(1941)は、学校長として国民学校の「校内指導」および「校外指導」の実践指針を提案した。「不良化の萌芽は、すでに初等科二三年頃にある故に、該年次の国民学校の関心がもつと不良児にそそがれ、早期発見、早期教護の方途を講じられるならば、不良の淵に陥落せず済む者であつた様に思へる」といい、「先づ校長が学校経営に不良化防止を重視することにあると信じ、私は次の如き実践を企図し、微力を尽くしている」⁷⁾という。

校内指導

カードの形式

児童 住所・氏名・生年月日 保護者 住所・氏名・本人トノ続柄

要観察認定年月日 初(高)第 学年

不良化傾向 心身ノ状態 身体、精神—智能、性格ノ大要

家庭ノ状態 両親、兄弟姉妹、交友、娯楽

職業 富ノ程度、生活状態、監護ノ状態

観察録 ココニ一切ヲ具体的ニ記入 月日何ノ行為ヲシタ、コレコレノ訓戒ヲナス、家庭訪問ノ状態ナド

備考 結果ヲカク

校外指導 1. 家庭との連絡 2. 少年団の指導 3. 少年団の仕事 イ 神社参拝 ロ 資源の集
ハ 部落子供常会 ニ リレーコースの設定 ホ 空闲地利用 ヘ 堆肥作り ト 貯金のすすめ

福島県の少年教護委員である田代文彌（1941）も、伊達郡梁川町国民学校長の立場から普通学校における「不良児」の取扱について述べ、学校独自の定型化した「調査票」を作成し、その普及につとめたという。⁸⁾

不良児 一 教室内から金銭、物品を盗みとる者 二 商店先から玩具、菓子、果物を掻払ふ者 三 受持先生の引出し、服のポケット、ハンドバックの中から金を盗みとる者、同僚からも同様 四 下級生を集めて金銭を何らかの名目で出させて自分が消費する者 五 祭礼の如き人出多き場合に徒党を組んで店先き或は他人の果樹園を荒らす者 六 受持先生の依頼なりと口頭又は小紙切に書き留守宅から金銭をスパーる者 七 活動常設館、湯屋、停車場其の他の場所で故意に他人のよい所持品と取替へる者

学校長印 調査票 伊達郡梁川町国民学校

児童氏名 初等(高等)科第 学年 組 保護者氏名 職業 町

犯行事実 時期 場所 事実 処置並善導 処置 将来ノ善導

註

- 1) 菊池俊諦「少年の観察に関する問題」『児童保護』第12巻第2号、1942年2月、41-43頁
- 2) 「昭和十六年度京都府少年教護委員総会記録」「昭和十七年軍事援助、少年教護 厚生課」京都府行政文書
- 3) 「昭和十五年度 少年教護 社会課」京都府行政文書
- 4) 「昭和十六年度 少年教護 社会課」京都府行政文書
- 5) 「昭和十七年軍事援助、少年教護 厚生課」京都府行政文書
- 6) 4) に同じ
- 7) 初野満「取扱事例より見たる不良化防止の方途」『児童保護』第11巻第6号、1941年6月、15-16頁
- 8) 田代文彌「不良児童の取扱」『児童保護』第11巻第9号、1941年9月、70-73頁

6 活動の不振

(1) 少年教護委員活動の実態

1936年度（全国）では9,344名（内女性51名）の少年教護委員が選任された。¹⁾ さらに、1938年3月末現在、全国で10,673名が職務に就いた。²⁾ ところが、1939年度（全国）では「観察に附したる者」は「男子517名、女子54名」³⁾ だけであり、観察の職務に限ると、全国の少年教護委員総数のうち実際の職務を担った者は一割にも満たなかった。

厚生省嘱託森健蔵（1942）は、「少年教護関係の会合に出席して」という論稿の中で、「少年教護委員の活動が停顿している地方がある。教護委員の観察に附するといふ条項が少年教護法にあるが、某県では年に三件しかない状況である。教護委員の人選、活動状況等について考慮してもらひたい」⁴⁾ と述べる。

少年教護委員の活動が活発であると思われる京都府の場合でも、「少年教護委員取扱人員」は非常に少なかった。⁵⁾

少年教護委員取扱人員（1939年度・1940年度、京都府）

年度	体性	男		女	
		1939	1940	1939	1940
本年度中	法第13条ニ依ル該当者ノ具申人員	1	4	0	0
	同上ノ内委員ヨリ入院具申人員	1	4	0	0
	同上ノ内入院決定ノモノ	1	2	0	0
	委員ノ観察ニ附シタルモノ				
	法第8条第2項該当ノモノ				
	前年度越員	0	0	0	0
	本年度中	0	1	0	0
仮退院	前年度越員	0	0	0	0
	本年度中	5	9	1	0

(2) 活動の不振理由

なぜ少年教護実践が振るわなかったのか、滋賀県教護委員であった高谷九一郎（1942）は、「少年教護委員は其任命に先だち何等の交渉なく、予告もなく、多くは教護院なるもの、存在さへ知らぬ農業者、商業者、其の他の者へ突然辞令書が天降つて来たのである故」と言い、「教護委員（員）に対する講習はあつたが、夫れが何の役に立つであらうか」⁶⁾と、少年教護委員自身の立場から批評をしている。

不振の理由について、高谷の主張も加え、次のような点が挙げられる。

ア 法制上の財政的な措置がなかった。道府県の社会事業費全体の中から捻出せざるを得ず、委員のボランティア精神に依存し、公的な財政支出は実費支払い程度にとどまってしまった。

イ 少年教護委員の多くは方面委員であった。全体の傾向として、方面委員の職務を優先し少年教護委員の職務までは手が回らなかった。ほか、不良行為の子ども・家族へのかかわりには相当の専門的な知識や技能が要求されたことから、少年教護委員の職務は二の次となった。また、学校長をそのまま選任しものの、少年教護事業への理解力と熱意に温度差があったばかりか、退職や転任が多く、後任への引継が円滑でなかった。

ウ 不良の子ども・家族への対応には「専門性」が求められたことから、内務省からは「修得錬磨ニ努ム」（内務省社会局長官依命通牒、1934）ることと指示されていたものの、道府県の教護行政（社会事業主事等）の指導体制が弱く、講習会も受動的な「講義」か「見学」で終わりがちであった。

エ 少年教護院側にも原因があった。一部には埼玉学園長等の実践は特筆できるが、ほとんどの少年教護院では、退院生の観察について少年教護委員との連携には消極的であったといえる。また、日々、少年教護委員と交流しあう機会も少なかった。それゆえに、民間人が多かった少年教護委員にとって、公立（官制）の施設への敷居が高かった。

また、少年教護委員が知事に入院を具申しても、少年教護院が当該の子どもへの特段の配慮

もなく「収容力不足」を理由に断わることもあり、少年教護委員の不信感が嵩じ士気に影響を与えた。

オ 個々人が「名誉職」として甘んじ、道府県ないしは地区の少年教護委員会への所属意識も弱かった。委員会の事務所は、道府県の担当部署に置かれ社会事業主事（補）の主導で運営されたことから、受け身的な態度から抜け切れなかった。そのために、ほとんどの道府県では、少年教護委員同士が自発的かつ自律的に教護実践の実務体験を学び合う機会を持てなかった。

註

- 1) 中央社会事業協会社会事業研究所『日本社会事業年鑑（昭和13年版）』、399-401頁
- 2) 『前掲書（昭和14、5年版）』、367—370頁
- 3) 菊池俊諦「教護院外に於ける諸問題」『児童保護』第11巻第12号、1941年12月、6頁
- 4) 森健蔵「少年教護関係の会合に出席して一、二、三の問題一」『児童保護』第12巻第3号、1942年3月、52頁
- 5) 「昭和十六年度 少年教護 社会課」京都府行政文書
- 6) 高谷九一郎「方面委員児童保護委員と児童保護の問題」『児童保護』第12巻第1号、1942年1月、48頁

まとめ

少年教護委員制度は、少年教護院の院内教護と連携し、方面委員や学校長等を中心に地域の不良の子どもを地域力で改善しようとした画期的な制度であったものの、立法趣旨を十分に具現化できなかった。

その理由としていくつか指摘できるが、財政的かつ人的な裏付けのないまま制度が発足したことである。そのために、道府県の教護行政は既存の方面委員制度に依拠し形式的に人員を揃えることに精一杯となり、少年教護委員の「専門性」を高める方策や実践しやすい体制づくりが後回しになったといえる。また、少年教護院のほうは、施設内での教護（院内教護）をもって自己完結的にとらえ、地域社会に住んでいる少年教護委員との円滑な連携に欠けた。さらに、少年教護委員のほうも「名誉職」に甘んじ自らの職務を意識的に取組む姿勢が弱かった。これらのことは、施設が地域社会の資源とどのように協力、連携していくのか、また、民間人の活動のあり方を考えるとき、歴史的教訓として活かされると考える。

確かに、少年教護委員の職務は、太平洋戦争下では住民教化の任務を負わされ職務は変質したが、相対的に「在野性」「民間性」を持って始まった制度であった。歴史的な限界性を持ちながらも、その役割や機能は、戦後の児童福祉における民生委員・児童委員へとつながるものがある。今後、これらを整理し、戦後とつながる「連続性」や、つながらない「非連続性」を検討したい。